

様式第 1 号

会 議 録

会 議 の 名 称	令和 7 年度 第 2 回所沢市文化財保護委員会
開 催 日 時	令和 7 年 8 月 2 8 日 (木) 午後 2 時 0 0 分 から 午後 4 時 0 0 分
開 催 場 所	所沢市役所 8 階 大会議室
出 席 者 の 氏 名	林 宏一 羽生修二 金井秀人 金澤 光 佐藤孝之 新藤康夫 田中 信 宮本八恵子
欠 席 者 の 氏 名	
説明者の職・氏名	
議 題	議事 1 「所沢市文化財保存活用地域計画（素案）」の検討 報告 1 その他
会 議 資 料	・ 次第 ・ 所沢市文化財保存活用地域計画【素案】 ・ 所沢市文化財保存活用地域計画 所沢市文化財リスト
担 当 部 課 名	教育長 岩間健一 教育総務部 部 長 池田 淳 文化財保護課 参 事 稲田里織 所 長 古谷芳貴 主 査 鈴木 蘭 主 任 濱本恵代 主 任 木村立彦 矢田 和美 教育総務部文化財保護課 電話 0 4 (2 9 9 1) 0 3 0 8

様式第 2 号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
	1、開会 2、教育長あいさつ 3、文化財保護委員長あいさつ 配布資料の確認後、林委員長が議長となり、議事を進める。 「所沢市情報公開条例」に基づき本会議、会議資料、会議録の公開について諮り、公開とすることを議長が宣言。次に、会議録については要約方式、発言者の委員名は出さず「委員」の表示とすること、会議録の確定は議長（委員長）の承認で行うことを確認した。 傍聴者 1 名が入室し、傍聴の注意事項を説明後、議事に移った。 4、議事 （1）「所沢市文化財保存活用地域計画（素案）」の検討 《第 5・6 章について説明》
事務局	
議 長	指摘、意見、提案等はあるか。
委 員	P70 の第 1 節将来像の最初の 3 行の表現で、「人口が増え」の次に「市民に知られていない一面もある」という着地が不自然である。もう少しみ砕いた表現の方がよい。 6 行目の「体験活動」という言葉が漠然としている。体験学習という意味だろうかと思ったが、もっと広い意味だろうと解した。体験・体感型活動など、もう少し広い意味合いがわかる表現に変えたほうがよい。 一番下の文で、「継承」が将来に受け継ぐことを意味し、「将来に継承していく」という表現では「将来」が重複している。
事務局	委員の意向を踏まえて書き方を工夫する。
議 長	2 行目「地区も」は「地区が」がよろしい。3 行目の展開の仕方、「急激に人口が増え」の辺りはもう少し調整してほしい。下から 4 行目の「体験活動」は確かにあまり馴染みのない言葉のため、体験体感型活動などの言葉にしてはどうか。最後の行の「将来」が二つ続くのは、最初の「将来」はいらないだろう。基本方針の「調べる、守る、楽しむ、つなぐ」は分かりやすく結構な方針だと思う。 それ以外に何かご意見はあるか。
委 員	第 4 章になるが P69 の 8 行目の表現で「概ね把握できていますが把握調査が不十分です。」とあるが、概ね把握できているのであれば良いのではと思った。もう少し文章を工夫できないか。
議 長	「概ね把握できていますが今後更なる調査（精査）が必要です」などとしたらどうか。
事務局	表現を再検討する。
委 員	P72 の基本方針 1 の調査・研究と 2 の収集・管理・保存について課題と方針が書いてある箇所、現状を把握して修理の履歴とかも

	できる限り情報を取っておくカルテのようなものを作ることを提案したい。一件一件の文化財の情報をきちんとカルテにして定期的に管理すれば、活用や保存の手立てを検討しながら先に進められると思う。データが引き出せて担当者が変わっても継承できる整理についてこの計画に盛り込んではどうか。
議 長	今のご提案は第 5 章 6 章の中のどの辺に盛り込んだらよいか。
事務局	今のご指摘は事業（措置）として捉えてよろしいか。
議 長	第 6 章の例えば P82 事業No.1「指定等文化財の現状調査」やNo.2「所蔵資料の再整理と調査」、No.3「文化財把握調査の計画的な実施」などの辺りでもう少し補足を入れるか、あるいは枠外にアスタリスクで入れるというような事も可能か。
委 員	私は第 5 章だと思う。活用の前に、方針として、1 の調査・研究、2 の収集・管理・保存の両方に絡んだ話じゃないかと考えた。それをどういう風にカルテ作りをこれから事業に繋げていくかは次の段階かわからないが、とりあえず今は第 5 章の現状把握ができてないというところに関わると思う。 例えば P72 の課題 1-1「情報把握ができていない」、方針「情報把握に取り組むと書いてある。こういうところにカルテを作るなど具体的なことを入れた方が、書いてあるのが単なる言葉で終わらない、本当にやる気があるとわかる。できることはもっと具体的な事を書いてはどうか。
事務局	本計画のつくりとして、第 5 章の課題と方針のあと、第 6 章で方針に沿った具体的な事業（措置）に繋がっていく。委員ご指摘の課題「指定等文化財の情報把握ができていない」に対する方針が「指定等文化財の情報把握に取り組む」つながり、課題 1・方針 1 に対応する具体的な事業が第 6 章 P82 の事業No.1「指定等文化財の現状調査」、No.2「所蔵資料の再整理と調査」というつくりになっている。事務局として、特に課題と感じているのは、過去の指定について、例えば昭和 33 年や 44 年には年間 20 件ほど指定をかけているため、指定文化財としての価値づけが文化財台帳に残っておらず、こういった理由で指定したのか把握できないものがある。本計画に併せて、保護委員の皆さんと調査を行いたいと考えており、それを含んだ形の記載となっている。
議 長	今の委員の提案について、ある程度盛り込めるような形の文言、表現をご検討いただきたい。初期の指定文化財は、文化財保護法が施行されて各地域に保護条例が作られた当初の指定なので、好事家的なそういったものが中心になり、指定理由ははっきりしていなかったと思う。どこの市町村もそうした例があって困っている。それはともかくとして、少なくともこれから平成・令和以降はきちっとした文化財の観点に立って、そういったものを管理・保存・指定していくことになるだろうから、改めて今委員が指摘したようなことを盛り込んでほしい。

事務局	現況では、指定文化財 1 件 1 件を文化財台帳で管理している。最近の書式は修理や補助金の履歴など、台帳を見ると全ての情報が分かる形になっているが、昔の台帳は大まかな項目しかない。紙からデジタルに変わる時代でもあり、現況の台帳の様式等を見直すことも検討したいと考えているが、事業（措置）にそれを加えるのはいかがか。
議 長	それらも必要ではないか。
委 員	台帳の様式のコピーを今度見せていただきたい。台帳の項目に入れた方がよい項目など、それをベースにして発展させた方がゼロから作るより良い。
事務局	まずは現況の台帳を見ていただき、加えた方がよい情報があれば、ご意見を受けて書式の見直し検討を進める。書式の見直し後に現況の情報をそこへ移し、不足している情報を調査するなど、ご意見を伺いながら進めていきたい。
議 長	それをこの計画の中にどう盛り込めるかどうかはまた別問題だと思うが、今後の文化財の保存管理体制を考えると台帳の確認整理と、データベース化もしているのか。
事務局	今はまだ紙ベースで台帳の情報を全部入れたデータベース化はできていないが必要性は認識している。
議 長	今の時代は紙もデジタルも両方やっていかなければならないと思う。この計画にデータベース化に関する事業は入れられないのか。
事務局	昨年度から全国多くの博物館で実績のある資料管理システムを導入することができたので、市所蔵の資料情報を移行している。まだ指定文化財の情報は全て入れられていないのが、このシステムを活用した管理は可能である。
議 長	それは文化財保護課の職員がやっているのか。
事務局	初年度は委託業務で行ったが、今年度からは職員が入力することになる。
議 長	充実した情報管理は確かに必要であるが、本計画案には人員が足りないとも書いてある。これは希望的な項目だけであってこれをベースにして人員の要求をできるかどうかはまた別問題か。
事務局	P81 に重点事業として「職員体制の充実」を掲げている。計画に具体的に記すことによって、市として取り組む必要があることを示していきたい。
委 員	データベース化してそれを発信するにもその元となる台帳がなければいけない。建造物の傷み具合や現状調査、これから調査を要す

	るものなど、総合的な今までの指定と現状と将来を見据え、カルテのようなものがあれば、次期の修繕や修理の記録が見える。担当者が変わってもフォーマットが変わらないように様式を定めておいて、情報を現状と今までの調査と将来像と、そこに情報を入れ込む。そうしたらどこに委託しても情報を入力するだけになる。そういう基礎的な台帳の様式と情報をより充実させることを将来のデジタルの情報発信に繋げていきたいと入れてはどうか。
議 長	各委員からの提案や意見は、今後の市の文化財の保存管理に関して重要である。この計画を練る際に出た提案や意見としてきちんと記録をして、文化庁に提出する資料とは別に、副次的な資料・別添資料として残してほしい。それを参考にしてまた次の文化財保護行政の資料にしていくと、実際にこれを苦労して作った意味があるのではないか。 そのほか第5章6章で何かあるか？
委 員	指定文化財の追跡確認調査（現状調査）も充実する必要があると思う。それには触れているか。
事務局	P82No.1 事業「指定等文化財の現状調査」には、担当委員と共に毎年実施している指定文化財の実査も含まれている。
委 員	No.2「所蔵資料の再整理と調査」にも関わってくるのではないか。
事務局	No.1 事業は指定等文化財を対象に、No.2 事業は指定等文化財ではないが市が所蔵する郷土資料を対象として、二つの事業に分けている。
議 長	事務局が意識して盛り込んでおいた方がいいもの、含めておいた方がいい内容、文言に表せないけれども把握しておいた方がいいということがあればご提案いただきたい。 第6章の未来へつなぐ事業の中でも P87 のミヤコタナゴは今後かなり難しい問題になってくると思う。ともかく市の天然記念物として今後も当然保護活動を継続していかなければならないと思うが、担当委員いかがか。
委 員	P87No.58 事業「ミヤコタナゴの野生復帰に向けた検討」は新規として 2029 年から 2033 年まで中期と後期で実施するような取り組みであるが、以前から言っているように、現状の柳瀬川では野生復帰はできない。それに代わるべき、新たな二次的生息域を確保しない限り、この計画は頓挫してしまう。その辺の準備があるということか。
事務局	環境省からミヤコタナゴ保護増殖事業の指針を出すと聞いており、国の指針に合わせて検討を進めたいと考えているが、前期にはおそらく間に合わず中期からと想定している。「野生復帰」という用語は、序章でまとめた関連計画のみどり自然課が所管する計画の中でこの用語を使っているためであるが、担当委員からご助言を頂ければ、記載内容を検討したい。

議 長	この項目は入れざるを得ない。それと、その次の里山保全とみどりと生物多様性について、みどり自然課とどの程度連携しているのか。実際これはみどり自然課も了解しているか。
事務局	第 6 章に記載の各事業については、事前に事務局から関連課に、現行事業で文化財に関連する事業を洗い出してもらい、全体の表現を合わせたものを、各所管課に照会して了承いただいたものである。
議 長	文化財保存活用計画で市の関連各課との連携が必要だと思うが、本来文化や歴史は、市の職員の方々の基本的な情報知識として最大限持っていてもらいたいもの。市民から何か聞かれたときに、少なくとも市の基本的な歴史や文化は、市の職員であれば多少は窓口として受け入れられることもどこかに入らないか。市の職員の教育はあってもいい。文化や歴史のことは文化財保護課だと言われては身も蓋もない。そういう状態ではいつまで経っても博物館もできない。文化財保護課だけでなく、文化歴史に関して市全体、職員全体の共通認識、理解というのを持ってもらう機会があってもいいと思う。
事務局	職員研修としては、新規採用職員研修では、市職員として最低限知っておいてほしい歴史文化を、また、県採用の教員は、本市出身でない方も多いことから、子どもたちに関わる学校教員としてこれだけは知って欲しいことを、「ふるさと所沢早わかり本」というダイジェスト版にまとめたものを配布して新採研修を実施している。
議 長	ご努力はされていると理解した。大変だろうが継続してほしい。地域計画の案に出せない内容の方にもっと重要なところがある。先ほど言ったように副次資料としてきちんと残しておいていただき、それを拠り所にまた次のステップに進んでほしい。 まだほかに何かあるか。
委 員	P83No.11 事業「郷土資料等収蔵施設（博物館）の整備」は、もっと博物館を全面に出した表現にできないのか。
事務局	現行の「郷土資料等収蔵施設整備事業」に、教育委員会や文化財保護委員、関係者の想いを込めて（博物館）と記載した。庁内調整も必要となるため、最大限考慮した表現にしている。
議 長	長らく取り組んできたことであり、各歴代教育長にも色々やっていただいたが、今の市全体の体制や方向がなかなかそちらに舵を切れないところがあるか。
事務局	郷土資料等収蔵施設といっても、社会教育委員会議からの提言などもあり、収蔵するだけの施設ではなく展示機能も付加したいと考えている。庁内では事業名を「郷土資料収蔵施設整備事業」としており、事業名はこのままとなるが、例えば P81 では、事業内容に「収蔵公開・調査研究の拠点施設となる郷土資料等収蔵施設（博物館）の整備を進める」と記載しており、ご理解いただきたい。

議 長	将来的な市のプランにこういった計画をどう組み込めるか、どんどん開発が進んで、今の市長、将来の市長がどういう方向で所沢をつくり上げていこうかというところが見えないが、こういう形できちんと守って、伝えて、活用していかなければならないということは、市のひとつの行政の基本として理解して認識してもらえよう継続して主張していくしかないと思う。
委 員	P71 の基本方針 1 の調査・研究のところで、最後の 2 行が埋蔵文化財だけの記述になっている。埋蔵文化財に特化して書くより、これを「開発などが原因で失われることが危惧されるかつての文化財の現況調査」「将来に向けての新しい文化財の発見に努める」などの文章にした方がいい。危惧されているものが多くあると示した方がよい。また、収蔵だけではない、展示発信も含めた博物館というのをイメージした文言であれば、基本方針 2 にも「～収蔵施設の整備が必要です。更に収蔵された資料を発信するための展示施設も併せて必要になります。」と、具体的に博物館とは書かずとも、収蔵に、更に展示も必要だどこでうたったらどうか。
議 長	埋蔵文化財に焦点を絞るというよりは、もう少し幅広くした方がよろしいと思う。
事務局	P71 基本方針 1 のご指摘の箇所は、P42 の指定等文化財のところを見ていただくと、埋蔵文化財は文化財保護法の中で文化財の 6 類型には入らないため、前段部分は文化財 6 類型について、後段部分は埋蔵文化財についてのみの記載としているが、前段部分の記載内容は再検討したい。 また、収蔵施設の整備については、基本方針 2 の収集・管理・保存に関するためこのような表現にしたが、「公開も兼ねた」などの言葉を足すことを検討する。 第 6 章では、P82No.9 事業は基本方針 1 調べるための拠点施設として、P83No.11 事業は基本方針 2 守るための拠点施設として掲載したが、博物館として捉えると、基本方針 3 知って楽しむための拠点施設にもなり、さらに基本方針 4 未来へつなぐ拠点施設でもあるため、すべてに入れたい気持ちはある。
委 員	P106No.96 指定名称が誤っており訂正してほしい。
事務局	《第 7 章について説明》
議 長	質問、ご指摘、ご提案等ありますか。
委 員	関連文化財群という捉え方と、それに対するストーリーを見ると、日本遺産との関係が思い浮かぶ。そのような展望はあるか。
事務局	現時点では、関連文化財群を日本遺産につなげることは考えていないが、例えば、関連文化財群 1「古代の官道から中世の鎌倉街道へ」は、道は単一自治体だけではなく、いくつもの自治体にまたがっており、東山道武蔵路は国分寺市域では国史跡指定であるため、

	P92No.3「関連自治体との情報共有と連携」を進めていく中で、連携を深めながら、その成果として、自治体を超えた日本遺産認定につながるという思いはある。
議 長	関連文化財群 2「航空発祥の地と所沢飛行場の歴史」で航空発祥記念館との連携はないか。
事務局	例えば P94 構成文化財一覧のNo.9 に、航空資料を収集する会所蔵資料がある。これは航空発祥記念館で持っているもので、航空発祥記念館の方でも収集する会が集めた資料に基づいたリスト化、データベース化を考えていると聞いている。収集する会ではリストをきちんと作っていないらしく、記念館の方も預かっている側としてデータベースを作って把握をしたいと聞いている。そういった形で情報共有を進めたいと考えている。
議 長	そういう意味ではこの計画の作成はいいきっかけになる。ほかにかがが。
委 員	飛行場があったからこそできた歓楽街、浦町（有楽町）遊郭がある。そこに建っている娼楼がまだ現存している。この将来像の中に市にとっては遊郭の建物も大事であると示すためにも、希望的観測としてこの関連文化財群の中に旧和田家住宅、浦町（有楽町）遊郭娼楼が入らないか。40 年代の基地返還運動も市民の大きなうねりとして起こった反面、財力のある町場の家や医者のお様達を中心に、基地との文化交流を図ろうと独自に日米婦人大学が行われていた。日米婦人大学の時に作った資料や、司令官とやり取りしたクリスマスカード、学生証など、有楽町の個人宅で保管されている。それも未指定ではあるが、基地返還運動のある別の面で日米婦人大学の動きも関連文化財群という中に含めてもいいと思った。
事務局	遊郭の建物については地主との関係があって難しい。調査も許可していただいたが、物の運び出しはできなかった。ここに載せる場合も承諾を得なければ難しい。
議 長	色々な関連の日米婦人大学とかの資料も残っているのか。
委 員	それはまた別のお宅が保管されている。遊郭の方は中身は廃品回収業者が回収したが、建物と建具、建材もそのままの形で残っている。
事務局	先ほど話が合った日米婦人大学については、文化財群の中に入れてられるように検討する。
議 長	そのほか何かあるか。
委 員	P89 の関連文化財群 1 で、「奈良・平安時代には」のところが、前の出だしの「本市には、」に引きずられて理解される。「奈良・平安時代になると全国的に都と地方を結ぶ官道が整備されました。」

事務局	と一回切ってはどうか。東山道は「本道」を入れないと、あとの武蔵路との関係になるため、「東山道本道」とし、後半の武蔵路の前には、「東山道武蔵路」と書かれたほうがよろしいかと思う。 2 の真ん中あたりの後半は、「当地が駅家（現在の道の駅）」とあるが、駅家は現在の道の駅とは全く違う。道の駅をここに括弧書きで記載するのは問題がある。当時の駅家は、緊急の使者が馬を乗り換えたり、宿泊したりするところである。 表現を検討する。 5、報告 （1）その他 重要無形文化財保持者の善養寺恵介氏認定について 6、その他 次回、令和7年度第3回会議は10月下旬から11月初旬の開催を予定
-----	--